

平成20年西東京市教育委員会第1回臨時会会議録

- 1 日 時 平成20年2月8日(金)
開会 午前9時59分 閉会 午前11時16分
- 2 場 所 保谷庁舎4階 研修室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 角 田 富美子
委 員 宮 田 清 蔵
委 員 沼 本 禧 一
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男
特 命 担 当 部 長 村 野 正 男
教 育 企 画 課 長 青 柳 昌 一
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明
教育部副参与兼教育指導課長 大 町 洋
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
教育部副参与兼教育相談担当課長 長 澤 和 子
教育部副参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 東 原 隆
公 民 館 長 相 原 昇
教育部副参与兼図書館長 小 池 博
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 白 井 清 美
教育企画課企画調整係主査 清 水 達 美
- 7 傍聴人 2人

平成20年西東京市教育委員会第1回臨時会議事日程

日 時 平成20年2月8日(金) 午前10時00分～

会 場 保谷庁舎3階 第2会議室

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第6号 平成20年度西東京市立小・中学校の校長及び副校長人事の内申について

第3 議案第7号 西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例(申出)

第4 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成20年第1回臨時会
(2月8日)

午 前 9 時 5 9 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成20年西東京市教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2の前にお諮りいたします。日程第2 議案第6号 平成20年度西東京市立小・中学校の校長及び副校長人事の内申について、は、人事に関する議案ですので、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会としたいと思っております。審議の順番としては、日程第4 その他、が終了した後に秘密会としていただいた議案を審議したいと思っております。

お諮りいたします。日程第2 議案第6号 平成20年度西東京市立小・中学校の校長及び副校長人事の内申について、は日程第4 その他、が終了した後に秘密会とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 御異議ありませんので、よって、日程第2 議案第6号 平成20年度西東京市立小・中学校の校長及び副校長人事の内申について、は秘密会として日程第4 その他、が終了した後に審議することといたします。

竹尾委員長 日程第3 議案第7号 西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例(申出)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第7号 西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例(申出)、についての提案理由を御説明申し上げます。

平成19年6月27日に公布され、平成20年4月1日に施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正におきましては、地方教育行政における教育委員会の果たす役割の重要性が再認識され、教育委員会の責任体制の明確化や教育委員会の体制の充実、地方教育行政における地方分権の推進などが規定されております。その中で、市教育委員会の教育委員の人数については、地域の実情に応じて多様な地域住民の意向、教育行政に一層反映することができるよう、条例で定めるところにより現行の5名を6名以上とすることが可能となりました。これを機に、この法改正の趣旨を踏まえまして、本市が抱える教育行政におけるさまざまな諸問題に関して教育委員会としてより一層地域の住民の意向を反映し、的確に対応することが重要であることから、教育委員の人数を現行の5名から6名とすることにつきまして、これまで教育委員の皆様には協議会等において意見交換を行い、さらに、委員の皆様との意見交換をもとに教育長として市長と意見交換・協議を行ってまいりました。以上の経過を踏まえまして、法律の規定に基づき教育委員の人数を6名とする条例の制定について市長に申し出るものでございます。このことにつきまして、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第1項第5号により委員会に提案するものでございます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 先日いろいろ協議もいたしました。その後、私も帰って勉強してまいりましたけれども、3点についてお聞きしたいと思います。まず1点は、この改正の趣旨、それから、2点目は、教育委員に期待される役割、そして、3点目に、先ほどもお話にありました地域の実情ということについてお聞きしたいと思います。

宮崎教育長 それでは、3点のうち、まず最初でございますが、今回の法改正の趣旨はどのようなものかということですが、今回の法改正のポイントは次のようなことが考えられます。教育委員会の責任体制の明確化、教育委員会の活動の自己点検・評価の実施などがございます。2点目といたしましては、教育委員会の体制の充実、3点目といたしましては、教育行政における地方分権の推進、教育委員会の数の弾力化、教育委員への保護者選任の義務化、スポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化などがございます。

2点目の御質問は、市の実情で諸課題でございましたか。

角田委員 教育委員に期待される役割でございます。新しい改正の中で、特に教育委員に期待される役割という点について、お願いします。

宮崎教育長 法律を改正すればすべての教育における課題が解決するわけではございません。特に、教育委員会制度につきましては、これまで不要論や各地方公共団体が選択的に設置すればいいのではないかという主張も多くなされてまいりました。教育において、政治的中立性、継続性、安定性の確保が極めて重要でございます。教育委員会という合議制の機関を設けることにより、個人の独断や恣意的な介入を防ぐことができます。また、市町村教育委員会におかれましては、この法律改正の内容の趣旨を十分踏まえまして、その責任体制を明確にするとともに、教育委員会の体制の充実、そして、評価を図ることができるかと私は考えております。

次に、地域の抱えている問題・課題ということでお尋ねでございますが、西東京市教育行政におけるさまざまな諸問題を具体的に申し上げますと、本市において教育委員会として重要かつ広範的に十分な議論が行われなければならないという諸問題については以下のことが考えられます。1点目といたしましては、合併以来の通学区域の見直し検討や学校施設の建て替え、地域により増減の差がある児童・生徒数の対応等を含めた学校施設の適正配置、適正規模の検討、中学校給食の実施検討、先ほども申しましたが、スポーツ・文化振興行政に関する今後のあり方の検討、法改正で義務化された教育委員会の活動の自己点検・評価の実施、これらの課題について重要かつ広範的に十分な議論が行われるというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 3点聞きたいんですけども、まず、この法改正をしなければならなかった趣旨については先ほどお答えがあったわけですが、この法改正をしなければならなかった社会的な背景とか教育的な背景とかというのがあって恐らく法改正がなされたと思うんですが、そこら辺を一つお聞きしたいことと、それから、2番目に、先ほど教育委員会の責任体制の明確化というふうなお話がありましたが、この責任体制の明確化というのは具体的にはどういう

ことを内容的にいつているのか。3点目は、先ほどお話がありましたが、保護者選任の義務ということですが、この保護者というのは具体的にはどういうことをいつているのか、そこについてお話を聞きたいと思っています。

宮崎教育長 まず、保護者のことですが、保護者は親権を行う者、未成年後見人のことを指しますが、選任に当たっては実際にその地域で教育を受けている子どもを持つ保護者を選任することが望まれますというふうに教育委員会選任事務のところの第4条第4項に示されているものですが。現に子どもを教育している保護者の意向が教育行政に適切に反映されるように、教育委員への保護者の選任が義務化されたものですが。

次に、社会的な背景ということですが、この間、教育現場、家庭、地域を含めまして、日本の社会経済情勢は大きく変化してまいりました。しかし、いじめ、不登校、地域への連携、モンスターペアレント、児童・生徒への安全・安心の確保、学力の低下、教育を取り巻く課題は改正後も引き続き厳しい教育現場の状況がございまして。

また、教育委員会の責任体制ということで、所在が不明確だったゆえに、責任体制の不明確ゆえに、大変悲しい事件も起きたことがございまして。改正の趣旨にもございまして、教育委員会の責任体制の明確化や教育委員会の体制の充実、そのようなところで法改正がなされたと考えております。

また、なぜこのような改正が必要であるかという現場の私自身の考えでございまして、子どもをめぐる社会環境の変化に対応した教育を充実させるためには、学校教育のみならず、生涯学習を含めた地域や家庭の教育力の向上など、社会全体で子どもを支えていく体制整備が重要でございまして。そのために、できるだけ学校へ足を運び、先生や子どもの声を聞き、施策に反映する必要がございまして。委員さんの見識と事務局の専門性の総和が求められます。教育委員会の改革は学校と地域に密着することです。学校で問題が起きますが、解決する糸口もまた学校にございまして。先生、保護者、市民の潜在能力を引き出し、解決に導きたいものでございまして。そういう意味で教育委員の役割はますます求められ、責任が追及されるものと考えております。

私のほうからは以上でございまして。

竹尾委員長 補足説明はありますか。

青柳教育企画課長 それでは、私のほうから、今回の法改正による教育委員会の責任体制の明確化ということの具体的な内容につきまして、補足して御説明いたします。

今回、責任体制の明確化ということでは、教育委員会がみずから管理・執行すべき事務につきまして、教育長に委任できない事項というのが法律で明らかになっております。西東京市におきましては、既に教育長委任規則のほうで規定をされているところでございまして、法律としてそこら辺が新たに明確化されたという点がございまして。あと、もう一つ、その中で、教育委員会の活動の自己点検、自己評価というのが規定をされました。今回の改正で、効果的な教育行政の推進に資するということが当然なんですけれども、住民への説明責任を果たしていくというようなことで、教育委員会が行う事務の管理・執行について点検を行い、その結果を議会のほうへも御報告するというようなことが明記をされております。具体的には以上のようなことが責任体制の明確化ということで新たに規定をされたところでございまして。

ざいます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 今5名いる教育委員を1名増やすということは、財政とかいろんな意味からも、なぜ増やさなければいけないのかということをも明確にやはり市民の方々にわかるようにする必要があると思うんですね。責任体制の明確化といっても抽象的で、じゃあ、今までは責任体制があんまりなかったんですかという、そういうような逆の質問が出て、今まではどういう責任体制で、1人増えるとどんなところが明確になるのか。自己点検とさっきおっしゃったと思うんですが、じゃあ、5人では自己点検はできないのでしょうかということが直ちに来ると思うんですね。ですから、もう少し明確にする必要があるんじゃないかと思うんですが、その中で、一つは、教育長がおっしゃっていたかと思いますが、やはり現場をもっと見ると。手分けして見るためには、人手というか、それぞれ仕事があつたりしますと、必ずしもいろんな小中学校へ常時行くということは難しいということがございます。そういった意味で、もう1人手がふえると、小学校19校その他、そういうところに十分現場視察に行けるということは、実際、時間と手間暇がかかることでもありますので、1人増えるということは、かなりいろんなところに実際に行けるということになります、十数%増えるということですからね。やはり、もうちょっと、抽象的な意味ではなくて、実際に何を点検して、どこが1人増えたことによってより点検が深くなるのかということをもうちょっと明確にさせると、私は皆さんの賛成が得られないのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

竹尾委員長 今の宮田委員の質問について見解をお願いいたします。どなたがお答えになりますか。教育長ですか。

宮崎教育長 本市の教育委員の皆様は、道徳の授業、それから、学校行事、今、宮田委員が言いましたように、他市にはないA訪問、そういうようなものが非常に頻繁に行われております。そういう意味で、いろいろな諸行事を通し、いろいろな催しを通し、先生方の教室に入り、行事にも参加し、活動状況をチェックし、指導し、助言しておられているというようなことがございますので、絶えず問題・課題を教育委員さんが指摘し、そして、それを学校に反映させていただいているということがございます。例えば、具体的に申しますと、夏休みの教育委員さんと校長との懇親会におきまして、そこでの委員さんの厳しい、しかも温かな御指摘・御助言が学校現場に生かされ、そして、生徒の姿となってあらわれているということがございます。また、内容によってはまだまだ問題・課題を抱えているという一面もございまして、これからも一層人数を増加することによって充実させていきたいと考えております。

竹尾委員長 補足説明はありますか。 ありませんか。

角田委員 教育委員の数を6人にすることに当たって、「同法第3条ただし書きの規定に基づき」というのがありますが、この「ただし書きの規定」というのをもう少し詳しく教えてください。

青柳教育企画課長 それでは、教育委員会の数の弾力化ということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の御説明をさせていただきます。

この第3条の組織というところなんですけれども、教育委員会は5人の委員をもって組織するというのが原則でございます。その後、ただし書きで、ただし、条例で定めるところにより云々ということで、市にあっては6人以上の委員をもって組織することができるというふうになっております。これは条例に定めるところによるということで、6人以上にする場合には条例で定めなければいけないということがただし書きで規定をされているところでございます。

角田委員 そうしますと、先ほど、たしか、保護者を加えるというのが教育長のお話でありましたね。なかったですか。この件について、もう少し詳しくお願いいたします。

青柳教育企画課長 それでは、今回の法律改正で規定をされております保護者委員の任命について御説明をいたします。

保護者委員については、第4条でございますが、地方公共団体の長は、市長はですけれども、委員の任命に当たっては、委員の年齢とか性別、職業等に著しい偏りがないように配慮するとともに、その次に、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないというふうになりました。従前は努めるものという努力義務だったわけなんですけれども、これが、今回の規定で、任命するに当たっては、委員のうちに保護者、先ほど教育長がお答えいたしました親権を行う者、これが含まれるようにしなければならないというのが規定をされたわけでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 私なりのなぜ1名必要かという、自分で多少なりとも一つかなり重要だというふうに考えておりますが、私自身は、地元で小学校、中学校、息子2人ですが、とっくの昔に卒業いたしまして、大学も既に卒業している状況で、保護者OBという格好でございます。最近やはり現場がかなり変わっているということは、実際のところに見学・訪問させていただいてわかっているつもりではありますが、こちらにいらっしゃる方々はすべて保護者OBということで、若いお父さん、お母さんの人に入っていていただくと非常に現場の声が直接聞けるということの一つメリットであると思います。

それから、先ほど申し上げましたように、今後自己点検をやるためにも、現場としっかり連携した上で自己点検をやらないと。紙の上だけの評価ですとそんなに人数は要らないで私は十分できるんじゃないかというふうに思いますが、やはり、小学校、中学校に関しては現場というのは極めて大事だというふうに思っておりまして、そういうところを足しげく訪問させていただいて、そして、それに基づいてどんな教育がなされているかということをやちゃんと点検・報告するためにはもう1人必要なというような感じでおりまして、そういう意味ではやはり1人増やすということは非常に重大な問題でありますので、今までとはどこが違ってどうなるかということをきちっと対照表的に書いて、そして、いろんな市民の方々の賛同といいますか、そういう方向であるならば、こういういわゆる行政改革的に減らさなければいけない時期だけれども、教育というのは日本国家の将来のためにも、また、地域が発展するために極めて重要であるということでのコンセンサスを得る必要があるんじゃないかと思うんですね。今までのお話だとかなり抽象的でして、5人でどうしてできないのか、6人になるとどれだけメリットがあるのかというのがちょっと私個人的にはわかりにくい部分

があったような気がしますので、今私が言ったことだけではなくて、もう少し具体的にこういうことをやるんだからという部分を明確にすれば、何度も言うようですが、コンセンサスを得られるんじゃないかと思っております。いかがでしょうか。

竹尾委員長 いかがでございますか。ただいまの宮田委員の非常に貴重な提案ですが。

宮崎教育長 すぐに目に見えるように、5人から6人にしたから今後が変わったということは、非常に教育の場合には難しい部分がございます。目に見えないところに大きな価値があるので、さらに、当然、量が増えてくると同時に質も高めていかなければなりません、先ほどの繰り返しになってしまいますが、学校施設の適正規模・適正配置、中学校給食の実施、文化・スポーツ振興の方策、新たな教育課程への対応、そして、その他の教育計画に掲げております諸問題に十分かつ広範な議論をしていただきながら西東京市の子どもたちのための質を高めていきたいと。また、少子・高齢化、エネルギー環境の問題、地球温暖化問題、格差の問題、治安の問題、犯罪の増加など、問題・課題を挙げればどれも深刻な問題でございます。さらに、私は、一番の問題は人間の問題だとも思っております。さらに多くの目で先生方の質を高め、専門性を高め、そして、実りのある教育をしていくことが私は大きな課題だと考えておりますので、人数を増やすことによって質を高めていきたいという思いでございます。抽象的ですがすみません。

角田委員 それでは、私も感想とともに一つ質問させていただきます。

最近、モンスターペアレントという言葉をよく聞きます。このことは学校だけが対応してもどうにもならない問題を含んでいると思っております。したがって、保護者の生の声とか対応の仕方とか家庭教育の実態というのは、今、子育てに携わっている人たちが一番よくわかっていらっしゃると思います。例えば、先ほど、地域の実情という中に給食の問題とか適正配置等々教育長からのお話がありましたけれども、確かに保護者がお入りになったほうがいろいろと実情がさらによくわかるだろうなということは感じますが、他市の状況は一体どうなのでしょう。ちょっと教えていただきたいと思っております。

青柳教育企画課長 それでは、多摩地区26市で教育委員の人数は5名今あるわけですけども、それを増員するという検討状況でございます。現在、西東京市のほか、4月以降に人数を6名とする検討を行っているという市が1市あるというふうな情報を受けております。それから、教育委員の保護者委員の選任状況でございますが、26市のうち、今、17市が保護者委員が選任をされているという状況でございます。

以上でございます。

竹尾委員長 その前に、今、6名の市が何市あるという、それを。

青柳教育企画課長 大変すみません。今、多摩地区26市では、法律がございまして、5名で全部あります。4月以降6名とするという検討を今しているという情報を得ている市が本市のほかにあと1市あるということでございます。

竹尾委員長 ほかはみんな5名ですか。

青柳教育企画課長 はい。現在、市については5名というのが法律で決まっております、4月1日以降、法律が施行されまして、6名以上とすることができるということになっている状況でございますので、現在は市においては5名ということでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 質問ということじゃなくて、意見でもよろしいですか。

竹尾委員長 はい。

沼本委員 私はこの1年間教育委員をさせていただきまして、この市は他市や他区に見られない例の学校訪問Aというようなことがあって、教育委員も実際に朝から、時間の都合によってはできない日もあるんですけども、かなり委員のほうでそれぞれの学校の実態を把握させていただいているわけで、非常にそういう意味では西東京はほかの区や市に比べて開かれているといえますか、そういう感じがすると同時に、教育委員が実際にそういうところに行って、例えば、今問題になっております不登校の問題とか、それから、いじめの問題とか、さらには、アスペルガーといったようないわゆる難しいお子さん、そういう実態を把握して、そして、今の教育委員の方々がそれぞれの立場で、例えば、たまたま私は義務教育をずっと長くやってきましたし、その間、先生方は、組織のほうで非常に御専門性を持っている方もいますし、そういう先生方がそういった学校訪問に行くことによって、それぞれの専門的な立場で実態をそこで生かしながら、あとは教育委員会委員の集まりの中で、こういったものはこういうふうに来年はやっていこうとかということが時々議論に出てくるわけで、そういう意味で、私は、その話し合いをすることによって、かねてから、受けているお子さんのほうの評価といえますか、それは実際に子どもが評価することは学校で行われるわけですけど、それに基づいて、今実際に西東京の教育を受けているお子さんの保護者の方々がどういうふうの評価しているのかというふうなことを、前からそういう委員会みたいなのがあればいいなというふうに思っていたわけですが、図らずも法改正が行われるようになって、保護者枠がふえてきたということで、さらに充実するのではないかと。

そして、先ほど宮田委員からお話がありましたが、法改正の大きな趣旨の中で教育委員会の活動の自己点検・評価というふうなことが強く言われているわけで、これから自己点検・評価をする場合には、やはり、我々の今までの5人のそれぞれの専門性を発揮しながら、さらに、それを受けている保護者の方々からの評価ということが加われば、今までの5人よりも6人に多くなるわけですから、そういう意味では、今後、定数といえますか、それについても、1人増えれば、それだけ充実することになりますし、よりの確な把握ができるように、的確な教育行政ができていくのではないかとこのように思っています。

これに加えて、教育委員会の組織の中で、これからは自己点検、自己評価ということがありますので、教育委員会も、教育委員の改正に伴いながら、組織をやはり御検討していく必要があるのではないかと。これは、一つは、例えば、教育委員会というのは、目標とかプランとかということはよく言われるんですけども、それを行った目標に対しての分析、どれだけ達せられたかというふうな分析と、その分析をもとにしたこれからのあり方ということについて、例えば、ここで言うと、よくわかりませんが、教育企画課というのがあるわけですから、企画の中に目標分析係とかというような、そういう係も設けて、そこで出てきた分析と、それから、教育委員と連携をするともっとよくなるのではないかと。さらに充実するんじゃないかと。そういう意味でもやはり委員は多くあったほうがいいわけで、今までの委員よりも、今度は実際に受けているお子さんの保護者が加わるということになると、西東京が

さらに発展できるのではないかというふうに思っています。

竹尾委員長 今、沼本委員から御意見をいただきました。

御質問でもよし、または、御意見でも結構でございますので、ありましたら、どうぞ、御発言を求めます。

今の沼本委員の御意見なんですが、事務局のほうからは、何かそれに対する答弁は。

名古屋教育部長 ただいま、委員のほうから、先ほどございました事務局体制のほうの御提案がございました。それにつきましては、昨年7月に、教育委員会といたしましても、事務局一部制ということで、その中で全体的な調整を図るということで教育企画課といったものを設けてございます。その辺も、現在、過渡期ではございますけれども、今後、十分に機能を反映しつつ、委員の御意見にもございましたとおり、より一層目標に向けての分析を行う中で、それをまたさらに委員の皆様フィードバックするような形で取り組んでいけるような組織を構築していきたいというふうに考えてございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 ですから、教育委員の定数が増えとか保護者枠が増えと同時に、やっぱり、教育委員会のほうの組織と連動してやっていくと、より充実していくのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第7号 西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 その他、を議題といたします。この機会でございますので、教育委員会の全般につきまして、御質問等を受けたいと思います。

沼本委員 今、それぞれの学校では学校評価ということが行われていまして、特に、この数年前から学校運営協議会というような組織がそれぞれの学校に設置されて、そういう外部の人からの学校評価というものを全校で行ってきたわけですが、学校評価というのは、それぞれの学校の目標に対して評価をしていくというふうなことが当然今実際に行われているわけですが、学校評価の中に私が一つお願ひしたいのは、例えば、1校について30項目ぐらいの学校評価があったとしますね。10項目ぐらいは、各学校、要するに、西東京市の小学校統一の項目、中学校の統一の目標をつけていただいて、あとの項目についてはそれぞれの学校の実態に応じた評価項目をつくっていただくと。その共通の目標というのをなぜつくってほしいかといいますと、これは、やはり、この西東京市教育委員会の目標に対する評価ということを考えていかなきゃいけないわけで、そういう意味で、先ほどの問題にも連動しますが、東京都教育委員会の評価とか事務点検にも係ってくるわけで、共通の評価項目というのをそれぞれの学校に発して、それ以外についてはそれぞれの学校の評価項目をつくっていくと。そうすると、西東京市の教育の問題点とか達成された部分、まだ課題がある部分

というものが明らかになってくるのではないかというふうに。今年は無理だろうと思いますけども、今後検討していただければなというふうに思っています。

宮田委員 今、増やす案件が通ったわけですがけれども、いたずらに増やすというだけではなくて、より地元でいい教育が受けられるということが極めて大事だというふうに思っております。最近のNHKの番組を見ますと、子どもが減っているにもかかわらず、私立の中学校の受験が激化しているということがありました。小学校は体力とかいろんな問題で地元に行きますが、中学になりますとどんどん私的な教育機関のほうに移ってしまうということは、逆説的に言えば、公教育というものに対して地元の方々はいまいちある種の不満とか、それから、そこでやりたくないというようなことがバックにあるのではないかという事実をやっぱり見て、本市の場合には具体的にどうなっているのか。どうすればより一般の親御さんたちが我が市を信頼してくれて、中学にそのまま通えるようになってもらえるのか。そうしますと、負担の問題なんかも含めて、やはり西東京市に住んでいてよかったなという形になると思うんですね。それが1人増やしたというある種の市民に対する恩返しだということに私はなるのではないかと思っております。そういう意味では、先ほどの自己点検評価といったようなもの、いろんな意味で、知だけではなくて体育とか健康まで含めて、すべてにわたってのびのびといい環境で育てられるようにするというのが私たちの義務だというふうに思っておりますので、まず、実情調査をしていただきたいというふうに考えております。そして、どういふふうに対応したらいいのかということを含めて、だから委員もふやすんだということでない、親御さんの枠が増えたから、じゃあ増やしますというだけでは、なかなか対応できないんじゃないか。今ここにいる4人はやめて、5人いますが、教育長は別ですので、そして、そこに入れかえをしたほうがよろしいんじゃないかという話には私はなるのではないかと思いますので、そういうふうにならないような一段の努力というのが、私自身の問題も含めて必要ではないかというふうに思っております。

角田委員 最後の一つ。私は、先日、研究発表会に参加させていただきました。先生方の日々の研さんに感銘しております。この経験と努力があってこそ納得もした次第でございますが、まだまだ学校が抱えている問題はたくさんあると思います。昨年の文科省の課題の中にも、教員の過重労働とか、それから、特別支援の子どもを含めた学級経営の問題とか、それから、不登校対策とか、いろいろあったと思いますが、この機会ですので、西東京として、今、こういう成果が上がっていますよというようなことがありましたら、是非ちょっとお願いしたいと思っております。

石井統括指導主事 それでは、まず、沼本委員の件も含めまして、お話をさせていただきたいと思っております。

まず、学校教育法施行規則が改定されまして、次年度からは学校の自己評価が公表という形に変わってまいります。その点を深めながら、次年度、共通項目等についても学校を指導していきながら検討を進めていきたいと思っております。あわせて、学校関係者評価ということで努力目標になりました地域や保護者を含めて、いわゆる従前の外部評価、それについても公表をするような努力をするということが規定されておりますので、あわせてこのところは考えていきたいと思っております。

それから、角田委員さんからお話がありました、学校が頑張っているようなこと。まず、今回、それぞれの指定校、これは教育プラン21を受けての検討になりますけれども、この学校におきましては大きな成果がまず出ていると考えております。2学期制については、次期学習指導要領が改定されまして、また、授業時数等が増えますが、単に授業時数確保ではなくて、それぞれの学校の学びの連続性ということで、1年間を通して学習を深められた、これが非常に大きな成果であるということ。それから、谷戸小学校の発表では、小学校における教科担任制、これはなかなかまだシステマ的になじむところが難しいのですが、これを実際に取り入れる学校はございます。小学校全科の課題がございますので、それについては各学校が実態を踏まえながら進めていくということになると思います。それから、けやき小の発表の中には、実は、次年度の学校関係者評価につながるような成果が出ておりますので、それをもとに進めていけるのではないかと考えております。ほかに、また次年度、いろいろな発表があると思いますので、それを生かしながら頑張りたいと思っております。ありがとうございました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 先ほどは、統括指導主事のお話、どうもありがとうございました。

この間、1月24日の研究報告会、大変盛況だったというふうに、私も参加させていただいたわけですが。特に、今は、統括指導主事からお話があったように、2学期制の問題と、それから、谷戸小学校の例が出ましたが、例えば、他の2学期制の研究報告会で言えば、私もいろんな学校で講師をやったり、そういった学校の取り組みを実際に聞いたりしていますが、先般の24日の田無四中の内容が大変すばらしい内容だったというふうに、これらはプラン21に基づいての研究実践を行っていただいたわけですが。これで、今度は教育委員会として、その報告の結果に基づいて、ある指針を出していかなきゃいけないんじゃないかと。そのためには、報告会では参加者で一応報告を聞いて、例えば、2学期制とか、それから、組織の問題とかということについて、校長会とか副校長会などを通して、西東京としてそれぞれの学校が実際にそういうふうなことができるかどうかというような、そういうことを検討したり、それを推進したりというふうにして、あの大変すばらしい研究があのままで終わって、もう1校で終わりということではなくて、いい成果が出た問題については、プラン21に基づいた成果ですから、是非全市に広めるような試みをやっていただきたいというふうに思っています。

竹尾委員長 ただいまの沼本委員の御意見に何かお答えすることはありますか。 ありませんか。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第4 その他、を終わりといたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第6号 平成20年度西東京市立小・中学校の校長及び副校長人事の内申について、は、先ほどお諮りいたしました、人事に関する案件でございますので、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項のただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

秘密会といたしますので、恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いします。
それでは、暫時休憩いたします。

午 前 1 0 時 5 0 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 5 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして平成20年西東京市教育委員会第1回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 前 1 1 時 1 6 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員